

仮訳

食品法(第.. 版)案 仏暦...年 に関する原則及び理由の記録

原則

1979 年食品法を以下の通り改正増補する。

(1) 「特定管理食品」、「食品レシピ」、および「工場」の定義を廃止して、「食品接触物」、「食品添付書類」、「文言」、「広告」、「施設」、「食品許可審査プロセス」、および「事務局長」の定義を追加する(第 4 条の改正増補)。

(2) 保健大臣に、告示して特定管理食品、管理食品、及び届出食品に分類した食品グループを定め、安全評価の義務を課す食品を定め、食品接触物の使用、食品の販売、輸送、保管及び広告の基準を定める権限を付与する(第 6 条の改正増補)。

(3) 食品委員会の義務及び権限を改正増補し、新規の有識者委員が任命されるまでの任期に応じて退任した有識者委員の運用を定める保健大臣及び許可者の義務及び権限の改正増補と整合させ、かつ有識者委員の退任理由を改正増補し、食品の許可審査プロセスに関する実務のために任命する小委員会の構成を定める(第 8 条、第 9 条及び第 10 条の改正増補、並びに第 12 条の第 2 段落の追加)。

(4) 販売用食品の製造許可証の取得申請基準を改正増補し、許可証の変更・修正に関する基準を定め、許可証更新期限の延長申請基準を定める(第 14 条の改正増補、第 14/1 条、第 16/1 条及び第 18 条の第 3 段落の追加)。

(5) 食品の審査に関する運用基準を改正増補し、食品許可審査プロセスの効率向上に関する基準、及び食品の追跡、検査又は監視の基準を定め、さらに保健大臣に費用の最高額及び徴収する費用、リスト登録費用の最高額及び徴収するリスト登録費用、並びに上記の金銭收受及び支払基準を定める権限を付与する(第 2/1 章「食品許可審査プロセス」の第 19/1 条から第 19/5 条までの追加)。

(6) 輸出用の製造許可の取得者に、当該食品に関する情報を許可者に報告する義務を課し、担当官が検査できるように書類又は証拠を保管する義務を課すよう改正増補する。さらに、輸出用の食品のタイ王国国内での販売を禁ずることを規定する(第 24 条の改正増補)。

(7) 品質劣化食品の規制を定め、偽造食品及び規格不適合食品の特徴を改正増補し、食品を規制するための命令発布に関する許可者の義務及び権限を改正増補する(第 25 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条及び第 30 条の改正増補、並びに第 30/1 条の追加)。

(8) 各グループの食品を規制するための施策を定め、特定管理食品に登録義務を課し、管理食品に項目の届出義務を課し、届出食品に届出義務を課す。また、上記の食品に関する証明書の代用書の取得申請について定め、さらに運用及び修正・変更基準について定める(第 22 条の改正増補、第 5 章「特定管理食品、管理食品及び届出食品」の第 31 条から第 42 条までの改正増補、及び第 42/1 条から第 42/10 条までの追加)。

(9) 食品の広告における施策を定め、広告基準を定め、食品の効能、品質又は有効性を広告する場合に許可証の取得義務を課すことを定める(第 5/1 章「広告」の第 42/11 条から第 42/18 条までの追加)。

(10) 押収又は差し押さえに関する担当官の義務及び権限を改正増補し、押収物又は差し押さえ物に対する運用基準を改正増補する(第 43 条及び第 44 条の改正増補、並びに第 44/1 条の追加)。

(11) 許可証の使用停止及び許可証の取消しに関する基準を改正増補する(第 7 章「許可証の使用停止及び許可証の取消し」の第 46 条の改正増補、及び第 46/1 条から第 46/3 条までの追加)。

(12) 不服申立に関する基準を定める(第 7/1 章「不服申立」の第 46/4 条から第 46/6 条までの追加)。

(13) 罰則規定を法令の改正増補と整合するよう改正増補し、罰則の設定基準を適切に改正増補する(第 8 章「罰則規定」の第 47 条から第 75 条までの改正増補、及び第 75/1 条から第 75/21 条までの追加)。

(14) 食品法末尾の手数料を改正増補する。

理由

1979 年食品法の条項は、食品の安全及び食品の広告を規制する上で制限があるため、食品の規制対策を改正増補し、消費者に害又は影響を及ぼし得るリスクのレベルに応じた食品の規制を定め、食品の審査及びそれに関係する条項の運用基準を改正増補し、食品の広告における基準、方法及び条件を定め、許可審査の仕組みを迅速かつ効率的にし、事業上の競争力を高めるため、食品の許可審査プロセスにおける義務を担う専門家又は専門家組織を設けることを定め、さらに罰則規定及び手数料を適切に見直し、現状に適合させることが望ましい。以上の理由により本法の制定が必要である。

食品法(第.. 版)案

仏暦...年

食品法を改正増補することが適切であるため、

本法にはタイ王国憲法の第 34 条、第 37 条及び第 40 条に関して、第 26 条で法律の条項に基づく権限により実施できると定められた人の権利及び自由の制限に関する条項が含まれている。

本法に基づく人の権利及び自由の制限は、食品の製造及び広告における技術が変化している現状に即するように食品の規制対策を定め、良質で国際標準を満たす食品の摂取において国民の安全を確保するために、さらに輸出する食品製品の事業上の競争力を高めるために行うものであり、またそうする必要がある。なお、変化している国際貿易の現状にふさわしいように、また許可審査をより迅速に、より効率的に行う仕組み作りのために、本法の制定はタイ王国憲法の第 26 条に定める条件に適合している。

第 1 条 本法を「仏暦...年食品法(第..版)」と呼ぶ。

第 2 条 本法を官報告示日の翌日より施行する。

第 3 条 1979 年食品法の第 4 条の「特定管理食品」及び「食品レシピ」の定義を廃止する。

第4条 1979年食品法の第4条の「包装容器」と「ラベル」の定義の間に、「食品接触物」の定義を以下の通り追加する。

「食品接触物」とは、食品の品質維持に役立てるか、又は製造において役立てるための食品と接触するように使用する必要がある物、又は食品包装容器に入れる物を指す。」

第5条 1979年食品法の第4条の「ラベル」と「製造」の定義の間に、「食品添付書類」、「文言」、及び「広告」の定義を以下の通り追加する。

「食品添付書類」とは、食品の包装容器又は食品の包装容器のパッケージに挿入又は包含した、食品に関する絵図、創作マーク、マーク又は文言により意味を明らかにする紙又は他の素材、及び当該食品の使用に関する書類又はマニュアルを指す。

「文言」とは、文字、写真、絵図、創作マーク、映像、光、音、マークにより表す行為、または、一般の人が意味を理解できるようにする任意の行為を含む。

「広告」とは、方法の如何を問わず、商業的利益のために大衆に見せ、知らせる行為を指し、情報の提供、勧誘又は販売を誘発するための任意の方法による行為を用いた販売促進を含む。」

第6条 1979年食品法の第4条の「工場」の定義を廃止する。

第7条 1979年食品法の第4条の「輸出」と「許可取得者」の定義の間に、「施設」、及び「食品許可審査プロセス」の定義を以下の通り追加する。

「施設」とは、場所、建物、建物の一部、乗り物、又は大臣が告示して定める任意の施設を指し、施設の周辺も含む。

「食品許可審査プロセス」とは、申請の審査、書類の正確性の検査、学術文書の評価、分析、事業所の検査、又は証明書、許可証、登録証明書、項目届出証明書、届出証明書若しくは評価証明書交付のための検査、及び食品に関する任意の審査を指す。」

第8条 1979年食品法の第4条の「担当官」と「大臣」の定義の間に、「事務局長」の定義を以下の通り追加する。

「事務局長」とは、食品医薬品委員会の事務局長を指す。

第9条 1979年食品法の第6条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第6条 食品の規制及び食品に関する消費者保護に資するために、委員会の助言を得て以下の件について告示する権限を大臣に付与する。

(1) 販売のために製造する、販売のために輸入する、又は販売する食品の品質又は規格を定める。また、販売のための製造、販売のための輸入、又は販売における基準、方法及び条件を定めることもできる。

(2) 特定管理食品を定め、販売のために製造する、販売のために輸入する、又は販売する当該の特定管理食品の名称、区分、種類若しくは特徴に応じて食品の(1)項から追加若しくは異なる品質若しくは規格を定めると共に、販売のための製造、販売のための輸入、又は販売における基準、方法及び条件を定める。

(3) 管理食品を定め、販売のために製造する、販売のために輸入する、又は販売する当該の管理食品の名称、区分、種類若しくは特徴に応じて食品の(1)項から追加若しくは異なる品質若しくは規格を定めると共に、販売のための製造、販売のための輸入、又は販売における基準、方法及び条件を定める。

(4) 届出食品を定め、販売のための製造、販売のための輸入、又は販売における基準、方法及び条件を定める。なお、当該の届出食品の名称、区分、種類又は特徴に応じて食品の(1)項から追加若しくは異なる品質若しくは規定を定めることもできる。

(5) 食品の安全評価の合格義務を課す、販売のために製造する、販売のために輸入する、又は販売する食品の区分、種類若しくは特徴を定め、販売のために製造する、販売のために輸入する、又は販売する食品の安全評価及び健康強調表示の評価の基準、方法及び条件を定める。

(6) 販売のために製造する、販売のために輸入する、又は販売する食品の名称、区分、種類又は特徴に応じて食品の原料として使用する物質、及び色素又は香味料の割合を定める。

(7) 販売のために製造する、販売のために輸入する、又は販売する食品における食品添加物の使用、保存料の使用、及び腐敗防止、色素又は他の物質の添加方法に関する基準、方法及び条件を定める。

(8) 販売のために製造する、販売のために輸入する、又は販売する食品の包装容器又は食品接触物の使用に関する基準、方法及び条件を定め、包装容器又は食品接触物として使用を禁止する物質について定める。また、上記の食品の包装容器又は食品接触物の品質又は規格を定めることもできる。

(9) 販売のために製造する、販売のために輸入する、又は販売する食品に対するラベル表示又は食品添付書類に関する基準、方法及び条件を定める。なお、ラベル又は食品添付書類を付けることを義務付ける食品の区分及び種類を定め、ラベル又は食品添付書類に記す文言を定めることもできる。

(10) 販売のために製造する、販売のために輸入する、又は販売する食品が本法に基づく不純食品となることを防ぐために、食品の製造方法、製造及び保管におけるツール、用具を定める。

(11) 販売のために製造する、販売のために輸入する、又は販売することを禁じる食品を定める。なお、そのための条件を定めておくこともできる。

(12) 大臣が告示して定める区分又は種類に応じた食品の販売に関する基準、方法及び条件を定める。

(13) 食品の輸送及び保管に関する基準、方法及び条件を定める。

(14) 食品の広告に関する基準、方法及び条件及び、不適切若しくは安全ではない方法で、又は不必要に当該食品を摂取するよう大衆を誘引する可能性のある広告と見られる食品広告における禁止事項を定める。

(15) 広告を禁じる食品を定める。そのための条件を定めておくこともできる。

(16) 食品の学術的分析及び参考文献に関する基準、方法及び条件を定める。

(17) 検査、サンプル採取、押収及び差し押さえに関する基準、方法及び条件を定める。」

第10条 1979年食品法の第8条、第9条及び第10条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第8条 委員会の義務及び権限は下の通りとする。

(1) 本法に適合する食品の規制及び監督の方針及び施策に関する件で、大臣又は事務局長に助言する、又は意見具申する。

(2) 本法に基づく省令、告示又は規則の制定において大臣に助言する、又は意見具申する。

(3) 登録証明書の取消しにおいて大臣に助言する、又は意見具申する。

(4) 本法に基づく告示又は規則の制定において、事務局長に承認又は助言を与える。

(5) 許可証の使用停止又は取消しの件で、許可者に承認を与える。

(6) 本法を順守するための命令、規則及び告示を出す。

(7) 本法で定められた、又は大臣により委任された任意の他の活動を行う。

第9条 有識者委員の1回当たりの任期を2年とし、再任されることは妨げられない。ただし、連続で2期を超えて任務に就くことはできない。

有識者委員が任期満了前に退任する場合、又は任命された委員の任期中に大臣が委員を追加任命する場合、空席を埋めるために任命される委員又は追加の委員として任命される委員は、既に任命されている委員と同じ任期を有するものとする。

第1段落に記す任期が満了した時に新しい有識者委員がまだ任命されていない場合は、新たに任命された有識者委員が任務に就くまでの間、当該の任期満了により退任する委員が引き続き留任するものとする。

第10条 第9条に基づく任期の満了による退任以外に、以下に該当する場合に有識者委員は退任する。

- (1) 死亡する
- (2) 退職する
- (3) 破産する
- (4) 職務上の不備又は不正、地位を汚す行為、又は能力低下が認められたため大臣が解任する
- (5) 成年被後見人又は被保佐人となる
- (6) 最終判決により禁固刑を受ける。ただし、過失による犯罪又は軽犯罪に対する処罰を除く」

第11条 1979年食品法の第12条の第2段落として、以下の内容を追加する。

「第2/1章「食品許可審査プロセス」を執行するための小委員会を設置する場合、少なくとも公共部門開発委員会事務局の代表者、消費者保護を目的とする協会又は財団の代表者、食品の製造、輸入又は販売に関する協会又は事業者の代表者を委員とすること。なお小委員会において、リスト登録料及び費用を定めるために財務省の代表者も委員に追加するものとする。」

第12条 1979年食品法の第14条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第14条 許可者から許可証を取得した場合を除き、何人も任意の施設で販売のための食品を製造してはならない。

許可申請及び許可証の交付は、省令で定める基準、方法及び条件に従うものとする。

第1段落の内容は、大臣が告示して定める施設及び公衆衛生法に基づく施設における次の食品の製造には適用されない。

(1) 調理又は料理して食品を完成させ、すぐに食べられるように購入者に販売するために用意された公共の場所若しくは公道に該当しない建物、施設又は任意の場所。なお、販売するにあたり当該の場所に食事用のエリアを設けているか、他の場所に持って行き食べるかは問わない。ただし、卸売販売として当該施設で販売のために食品を製造する場合は、第1段落に記す許可証の取得を申請すること。

(2) 公共の場所又は公道にある食品の販売施設」

第 13 条 1979 年食品法の第 14/1 条として、以下の内容を追加する。

「第 14/1 条 卸売販売として第 14 条(1)に基づく施設で販売のために食品を製造する場合、第 14 条の第 1 段落に基づき許可者に許可証の取得を申請すること。

第 1 段落に記す卸売とは、次の段階の販売を行うための購入者又は商店に販売することを指す。」

第 14 条 1979 年食品法の第 16/1 条として、以下の内容を追加する。

「第 16/1 条 許可者から許可を得る場合を除き、第 14 条又は第 15 条に基づく許可証の変更・修正、項目若しくは詳細の変更・修正、又は取得した許可の内容から逸脱する行為を行ってはならない。

項目又は詳細の変更・修正申請、及び変更・修正の許可は、省令で定める基準、方法及び条件に従うものとする。」

第 15 条 1979 年食品法の第 18 条の第 3 段落として、以下の内容を追加する。

「自身の許可証の有効期限が 1 ヶ月以内に迫った許可取得者は、その更新を申請できる。また所定の期限内に更新申請できない場合は、その理由を示して更新申請の期限延長を申請できる。ただし、更新申請の期限延長を申請しても第 75/20 条に基づく罰を免れる理由にはならない。」

第 16 条 1979 年食品法の第 19 条を廃止する。

第 17 条 1979 年食品法の第 2/1 章「食品許可審査プロセス」の第 19/1 条、第 19/2 条、第 19/3 条、第 19/4 条及び第 19/5 条として、以下の内容を追加する。

「第 2/1 章
食品許可審査プロセス

第 19/1 条 食品許可審査プロセスにおいて、食品許可審査プロセスを円滑、迅速、効率的に実施するために、食品医薬品局の担当官及び食品医薬品局の義務及び権限に基づく執行を委任された保健省傘下の機関の担当官以外に、国内外の専門家、専門家組織、国家機関または民間組織が中央及び地方の食品許可審査プロセスにおける学術文書の評価、分析、事業所の検査、又は検査義務を担う。

ただし、上記の人物、機関又は組織は、食品医薬品局のリストに登録されなければならない。

第 1 段落に記す食品許可審査プロセスに関する基準、方法及び条件は、事務局長が委員会の承認を得て官報に告示する規定に従うものとする。

第 1 段落に記す食品許可審査プロセスにおいて申請者から徴収する費用は、大臣が委員会の助言を得て告示する規定に従うものとする。ただし、徴収する費用は第 19/3 条の(2)に基づく費用の最高額を超えてはならず、費用の全部又は一部を免除することもできる。

第 19/2 条 事務局長が委員会の承認を得て官報に告示して第 19/1 条に記す国内外の専門家、専門家組織、国家機関又は民間組織の獲得における基準、方法及び条件を定めることができる。

第 1 段落に記す告示において、国内外の専門家、専門家組織、国家機関又は民間組織の資格、基準及び運用を定めるものとする。理由及び必要がある場合は、上記の人物、機関又は組織の獲得における基準、方法及び条件の全部又は一部を免除することができる。

第 1 段落に記す国内外の専門家、専門家組織、国家機関又は民間組織から徴収するリスト登録料は、大臣が委員会の助言を得て告示する規定に従うものとする。徴収するリスト登録料は、第 19/3 条の(1)に基づくリスト登録料の最高額を超えてはならない。なお、リスト登録料の全部又は一部を免除することもできる。

第 19/3 条 大臣が委員会の助言を得て、告示して下記事項を定めることができる。

(1) 国内外の専門家、専門家組織、国家機関又は民間組織から徴収するリスト登録料の最高額

(2) 食品許可審査プロセスにおいて申請者から徴収する費用の最高額

(1)及び(2)項に記すリスト登録料の最高額及び費用の最高額は、委員会の承認を得た時に施行できる。

第 19/4 条 第 19/1 条の第 3 段落に基づき徴収する費用、及び第 19/2 条の第 3 段落に基づき徴収するリスト登録料は、場合に応じて食品医薬品局又は食品医薬品局の義務及び権限に基づく執行を委任され徴収を担当した機関の収益となり、国庫収入として納める必要はなく、以下の目的に使用するものとする。

(1) 第 19/1 条に基づきリスト登録した人物、機関又は組織に対する報酬

(2) 食品に関する消費者保護のために、公益となる計画又はプロジェクトの運用費

(3) 食品許可審査プロセスに関する業務システム開発及び食品許可審査プロセスにおける運用効率向上のための、機関及び担当官の能力開発のための費用

(4) 食品許可審査プロセス及び本法に基づく食品のフォロー、検査又は監視の効率向上に関する他の費用及び必要費用。ただし、大臣が告示する規定に従うものとする

第 19/5 条 第 19/1 条の第 3 段落及び第 19/2 条の第 3 段落に基づく金銭の収受、並びに第 19/4 条に基づく金銭の支出は、大臣が委員会の助言を得て告示して定める基準、方法及び条件に従うものとする。ただし、財務省の承認を得るものとする。」

第 18 条 1979 年食品法の第 22 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 22 条 許可証を紛失又は破損した場合は、当該の紛失又は破損に気付いた日から起算して 15 日以内に、許可取得者が許可者に届出て、許可証の代用書の取得を申請すること。

許可証の代用書の取得申請及び許可証の代用書の交付は、省令で定める基準、方法及び条件に従うものとする。」

第 19 条 1979 年食品法の第 24 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 24 条 輸出に資するために、製造許可取得者はタイ王国外で販売する輸出用の食品を製造できる。その場合、食品の品質又は規格、食品添加物の使用、包装容器の使用、ラベル表示又はその他の詳細は外国の規格又は国際規格に従い、許可者に報告すること。また担当官が検査できるように、購入国又は発注国の要求事項に関する書類又は証拠を保管すること。

第 1 段落に記す書類又は証拠の報告及び保管は、事務局長が委員会の承認を得て官報に告示して定める基準、方法及び条件に従うものとする。

何人も第 1 段落に記す輸出用に製造した食品をタイ王国内で販売してはならない。」

第 20 条 1979 年食品法の第 25 条の(4)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「(4) 品質劣化食品」

第 21 条 1979 年食品法の第 27 条の(4)及び(5)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「(4) 品質、量、効用若しくはその他の特性、又は製造施設若しくは製造国に関して購入者を欺き誤解させるためのラベルを貼付した食品

(5) 分析した結果、第 6 条の(1)、(2)、(3)又は(4)に基づき大臣が告示して定める品質又は規格と比較して、食品成分の栄養価が最低若しくは最高基準から 30%不足若しくは超過するか、又は被害若しくは危険を生じさせるほど指定された品質若しくは規格から乖離していることが明らかとなった、品質又は規格に基づき正しく製造されていない食品」

第 22 条 1979 年食品法の第 28 条、第 29 条及び第 30 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 28 条 規格不適合食品とは、第 6 条の(1)、(2)、(3)又は(4)に基づき大臣が告示して定める品質又は規格に適合しないが、第 27 条の(5)に定める程度には達しない食品を指す。

第 29 条 以下の特徴を有する食品を品質劣化食品と見なす。

(1) ラベルに表示された消費期限が切れた、又は消費予定期日を過ぎた食品

(2) 元の状態から物理的変化が生じたために摂取すべきでない特徴を有するようになった、又は事務局長が委員会の助言を得て官報で告示して定めた基準に基づく劣化した食品

第 30 条 食品の規制に資するために、許可者に以下の通り書面による命令を出す権限を付与する。

(1) 許可の取得に基づき正しく実施しない製造許可取得者又は輸入許可取得者に、食品の製造施設、輸入施設又は保管施設を許可の取得に基づき正しく改造、是正させる。

(2) 許可を得ずに製造又は輸入している食品の製造又は輸入を中止させる。

(3) 第 31 条に基づき登録していない特定管理食品、第 37 条に基づき項目を届出していない管理食品、又は第 42/1 条に基づき届出していない届出食品の製造又は輸入を中止させる。

(4) 場合に応じて第 26 条に基づく不純食品、第 27 条に基づく偽造食品、第 28 条に基づく規格不適合食品、又は第 29 条に基づく品質劣化食品の食品の製造、輸入又は販売を中止させる。

(5) 任意の食品が消費者にとって安全でない可能性が疑われる然るべき理由がある場合に、食品の安全性を示す書類又は証拠を送らせる。なお、許可者が速やかに審査し命令し終えるものとする。

(6) 消費者の安全保護のために必要な場合、(5)項の命令を実施中の食品の製造、輸入又は販売を、当該食品が安全である旨の審査・命令が行われるまで中止させる。

(7) 検査の結果、第 26 条に基づく不純食品、第 27 条に基づく偽造食品、第 28 条に基づく規格不適合食品、又は第 29 条に基づく品質劣化食品であることが判明した場合、許可者が定める期間内に食品を収集又は回収させる。なお、収集命令及び収集を命じる食品の

管理、回収及び回収する食品の管理は、大臣が委員会の助言を得て告示して定める基準、方法及び条件に従うものとする。また、製造許可取得者、輸入許可取得者、製造者、輸入者、又は販売者が上記の実施費用に責任を負うこと。

(8) 消費者の安全保護のために、摂取すべきでない食品又は大衆の健康若しくは衛生に有害な可能性がある食品であると許可者に対し明らかになったとき、許可者が定めた期間内に食品を収集又は回収させる。なお、収集命令及び収集を命じる食品の管理、回収及び回収する食品の管理は、大臣が委員会の助言を得て告示して定める基準、方法及び条件に従うものとする。また、製造許可取得者、輸入許可取得者、製造者、輸入者、又は販売者が上記の実施費用に責任を負うこと。」

第 23 条 1979 年食品法の第 4 章「食品の規制」の第 30/1 条として以下の内容を追加する。

「第 30/1 条 検査の結果、任意の食品が第 26 条に基づく不純食品、第 27 条に基づく偽造食品、第 28 条に基づく規格不適合食品、又は第 29 条に基づく品質劣化食品であることが判明した場合、事務局長が委員会の承認を得て官報で告示して定める基準、方法及び条件に従い、許可者が告示して検査結果を大衆に知らせることができる。また告示に以下の内容を記すものとする。

(1) 製造者又は輸入者の身元が明らかである場合は、製造者又は輸入者の名前と共に、食品の名称、区分、種類、特徴、又は当該食品の包装容器若しくは接触物を記し、また食品又は当該食品の包装容器若しくは接触物に商標名又は製造若しくは輸入の回数番号がある場合は、商標名及び製造又は輸入の回数番号も記す。販売者が分かる場合は、販売者名及び販売場所を記すこともできる。

(2) 製造者又は輸入者の身元は明らかでないが販売者の身元が明らかな場合は、販売者名及び販売施設と共に、食品の名称、区分、種類、特徴、又は当該食品の包装容器若しくは接触物を記す。また食品又は当該食品の包装容器若しくは接触物に商標名又は製造若しくは輸入の回数番号がある場合は、商標名及び製造又は輸入の回数番号も記す。

検査の結果、任意の食品が消費者にとって安全でないことが判明した場合、又は任意の食品の包装容器又は接触物を食品と一緒に使用した場合、消費者にとって安全でない可能性があることが判明した場合、許可者が告示して検査結果を大衆に知らせる。なお、その場合に第 1 段落の内容を準用する。」

第 24 条 1979 年食品法の第 5 章「食品に関する登録及び広告」の第 31 条から第 42 条までの内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 5 章

特定管理食品、管理食品及び届出食品

第 31 条 特定管理食品を製造又は輸入する第 14 条又は第 15 条に基づく許可取得者は、当該の食品を許可者に登録すること。登録証明書を取得した時に製造又は輸入できる。

登録申請及び登録証明書の交付は、大臣が委員会の助言を得て告示して定める基準、方法及び条件に従うものとする。

第 32 条 第 31 条に基づく特定管理食品の登録を申請する場合、以下の項目又は詳細を届出ること。

(1) 食品名

(2) 場合に応じて、国内で製造する食品については製造者名及び製造施設名、又は輸入食品については輸入者名及び輸入施設名、並びに外国の製造者名及び製造施設名

(3) 食品の成分として使用する物質の品目、及び品目ごとの量

(4) 品質及び安全面に関する製造方法

(5) 包装容器及び容器の寸法

(6) ラベル

(7) 行政機関又は委員会が定める機関による食品の分析結果

(8) 許可者が定める登録申請に関する他の項目

第 33 条 第 31 条に基づく特定管理食品の製造許可取得者又は輸入許可取得者は、登録した通りに特定管理食品を製造又は輸入すること。

第 34 条 許可者から許可を得る場合を除き、第 31 条に基づく登録証明書の変更・修正、第 32 条に基づき届出た項目又は詳細の変更・修正、又は取得した許可の内容から逸脱する行為を行うことはできない。

項目又は詳細の変更・修正の申請及び変更・修正の許可は、大臣が委員会の助言を得て告示して定める基準、方法及び条件に従うものとする。

第 35 条 食品を安全に摂取できるようにする目的で、又は消費者の安全保護の目的で行う食品の規制に資するために、必要な場合は許可者が妥当と考えるところに従い登録の修正を命じることができる。

第 36 条 登録済みの特定管理食品が、後でその項目又は詳細が登録内容と一致していない、第 27 条に基づく偽造食品である、又は第 35 条に基づく修正が不可能な消費者にとって安全でない食品であることが判明した場合は、大臣が委員会の助言を得て当該の登録証明書の取消しを命じ、官報で当該の取消しを告示する。

大臣の命令を最終的なものとする。

第 46/2 条の規定を、第 1 段落に記す登録証明書の取消し命令の作成及び送達に準用する。

第 37 条 管理食品を製造又は輸入する第 14 条又は第 15 条に基づく許可取得者は、当該食品の項目を許可者に届出ること。項目の届出証明書を取得した時に製造又は輸入できる。

項目の届出申請及び項目の届出証明書の交付は、大臣が委員会の助言を得て告示して定める基準、方法及び条件に従うものとする。

第 38 条 第 37 条に基づく管理食品の項目を届出する場合、以下の項目又は詳細を届出ること。

(1) 食品名

(2) 場合に依じて、国内で製造する食品については製造者名及び製造施設名、又は輸入食品については輸入者名及び輸入施設名、並びに外国の製造者名及び製造施設名

(3) 食品の成分として使用する物質の品目、及び品目ごとの量

(4) 行政機関又は委員会が定める機関による食品の分析結果

(5) 許可者が定める項目の届出申請に関する他の項目

第 39 条 第 37 条に基づく管理食品の製造許可取得者又は輸入許可取得者は、項目の届出通りに管理食品を製造又は輸入すること。

第 40 条 許可者から許可を得る場合を除き、第 37 条に基づく項目届出証明書の変更・修正、第 38 条に基づき届出た項目又は詳細の変更・修正、又は取得した許可の内容から逸脱する行為を行うことはできない。

項目又は詳細の変更・修正の申請及び変更・修正の許可は、大臣が委員会の助言を得て告示して定める基準、方法及び条件に従うものとする。

第 41 条 食品を安全に摂取できるようにする目的で、又は消費者の安全保護の目的で行う食品の規制に資するために、必要な場合は許可者が妥当と考えるところに従い項目の届出の修正を命じることができる。

第 42 条 項目の届出済みの管理食品が、後でその項目又は詳細が項目の届出内容と一致していない、第 27 条に基づく偽造食品である、又は第 41 条に基づく修正が不可能な消費者にとって安全でない食品であることが判明した場合は、大臣が委員会の助言を得て当該項目の届出証明書の取消しを命じることができる。

第 46/2 条の規定を、第 1 段落に記す項目の届出証明書の取消し命令の作成及び送達に準用する。

第 42/1 条 届出食品を製造又は輸入する第 14 条又は第 15 条に基づく許可取得者は、当該食品を許可者に届出ること。届出証明書を取得した時に製造又は輸入できる。

届出申請及び届出証明書の交付は、大臣が委員会の助言を得て告示して定める基準、方法及び条件に従うものとする。

第 42/2 条 第 42/1 条に基づく届出食品を届出する場合、以下の項目又は詳細を届出ること。

(1) 食品名

(2) 場合に応じて、国内で製造する食品については製造者名及び製造施設名、又は輸入食品については輸入者名及び輸入施設名、並びに外国の製造者名及び製造施設名

(3) 食品の成分として使用する物質の品目

(4) 許可者が定める届出申請に関する他の項目

第 42/3 条 第 42/1 条に基づく届出食品の製造許可取得者又は輸入許可取得者は、届出通りに届出食品を製造又は輸入すること。

第 42/4 条 許可者から許可を得る場合を除き、第 42/1 条に基づく届出証明書の変更・修正、第 42/2 条に基づき届出した項目又は詳細の変更・修正、又は取得した許可の内容から逸脱する行為を行うことはできない。

項目又は詳細の変更・修正の申請及び変更・修正の許可は、大臣が委員会の助言を得て告示して定める基準、方法及び条件に従うものとする。

第 42/5 条 食品を安全に摂取できるようにする目的で、又は消費者の安全保護の目的で行う食品の規制に資するために、必要な場合は許可者が妥当と考えるところに従い届出の修正を命じることができる。

第 42/6 条 届出済みの届出食品が、後でその項目又は詳細が届出内容と一致していない、第 27 条に基づく偽造食品である、又は第 42/5 条に基づく修正が不可能な消費者にとって安全でない食品であることが判明した場合は、大臣が委員会の助言を得て当該の届出証明書の取消しを命じることができる。

第 46/2 条の規定を、第 1 段落に記す届出証明書の取消し命令の作成及び送達に準用する。

第 42/7 条 第 31 条に基づく特定管理食品の製造許可取得者若しくは輸入許可取得者、第 37 条に基づく管理食品の製造許可取得者若しくは輸入許可取得者、又は第 42/1 条に基づく届出食品の製造許可取得者若しくは輸入許可取得者は、場合に応じて登録、項目の届出、届出を行っていることを示すマークを食品ラベルに記すこと。

マークの形態及びマークの表示方法は、大臣が委員会の助言を得て告示して定める基準、方法及び条件に従うものとする。

第 42/8 条 製造許可証又は輸入許可証がまだ使用できる限り、場合に応じて登録証明書、項目届出証明書又は届出証明書も使用できるものとする。ただし、場合に応じて第 36 条、第 42 条又は第 42/6 条に基づき登録証明書、項目届出証明書又は届出証明書に取消し命令が出された場合を除く。

第 42/9 条 登録証明書、項目届出証明書又は届出証明書を紛失又は破損した場合は、当該の紛失又は破損に気付いた日から起算して 15 日以内に、許可取得者が許可者に届出て、場合に応じて登録証明書の代用書、項目届出証明書の代用書又は届出証明書の代用書の取得を申請すること。

登録証明書の代用書、項目届出証明書の代用書又は届出証明書の代用書の取得申請及び登録証明書の代用書、項目届出証明書の代用書又は届出証明書の代用書の交付は、大臣が委員会の助言を得て告示して定める基準、方法及び条件に従うものとする。

第 42/10 条 特定管理食品、管理食品又は届出食品に該当しない食品を製造又は輸入する第 14 条又は第 15 条に基づく許可取得者が届出を行っていることを示すマークを当該食品のラベルに記したい場合は、第 42/1 条に基づき当該食品を届出ること。」

第 25 条 1979 年食品法の第 5/1 章「広告」の第 42/11 条から第 42/18 条として以下の内容を追加する。

「第 5/1 章
広告

第 42/11 条 食品の広告において、消費者に対して不公正な文言を使用してはならず、又は社会全体に悪影響を及ぼす文言を使用してはならない。これは、当該の文言が食品の出所、状態、品質、量又は特徴に関する文言であるか否かを問わない。

以下の文言を、消費者に対して不公正な文言、又は社会全体に悪影響を及ぼす文言と見なす。

- (1) 虚偽の文言又は事実の範囲を超える文言
- (2) 事実ではない、若しくは事実の範囲を超える学術的レポート、統計又は何らかのものを使用又は引用するか否かを問わず、食品に関する重要な部分に誤解を生じさせる可能性がある文言
- (3) 病気又は病気の症状を処置、緩和、治療又は予防できると理解させるような効能を示す文言
- (4) 性欲を促す、又は性交渉に関する効能があると理解させるような文言
- (5) 法律若しくは道徳に反する行為を直接若しくは間接に支持する文言、又は国の文化を損なう方向に導く文言
- (6) 国民集団を分裂させる、又はその団結を損なわせるような文言
- (7) 実際は広告によって理解されるほど任意の物質又は食品成分が食品中に存在しないにもかかわらず、当該の物質又は成分が食品中に存在すると理解させるような文言
- (8) 食品の摂取形態又は方法について誤解させる、又はそれが理解できないような文言
- (9) 医療及び公衆衛生関係者、又は自身が医療及び公衆衛生関係者であると主張若しくは表明する人物を広告者として用い、食品の有効性、品質又は効能を保証又は称賛するような文言
- (10) 大臣が委員会の助言を得て告示して定める他の文言

第 42/12 条 食品の有効性、品質又は効能を広告したい者は、許可者から広告許可証を取得すること。

広告許可取得申請及び広告許可証の交付は、大臣が委員会の助言を得て告示して定める基準、方法及び条件に従うものとする。なお、許可者が広告における特別条件を定め、

広告メディアの使用を制限することもできる。

広告許可証の有効期間は広告許可証の交付日から起算して5年間とする。

第1段落に記す広告許可取得者は、許可を得た詳細及び条件にのみ従い広告すること。

第42/13条 広告許可証を紛失又は破損した場合は、当該の紛失又は破損に気付いた日から起算して15日以内に、広告許可取得者が許可者に届出て、広告許可証の代用書の取得を申請すること。

広告許可証の代用書の取得申請及び広告許可証の代用書の交付は、大臣が委員会の助言を得て告示して定める基準、方法及び条件に従うものとする。

第42/14条 任意の食品の広告が第6条の(14)又は(15)に基づき制定された告示に違反するか、第42/11条又は第42/12条に違反すると許可者が判断した場合、許可者は以下の命令を発することができる。

(1) 広告の内容又は方法を是正させる

(2) 広告に示される特定の文言又は方法の使用を禁じる

(3) 許可者が定める条件に従い広告及び当該の広告における方法を中止させる

(4) 事務局長が委員会の承認を得て官報に告示して定める基準、方法及び条件に従い、大衆に生じ得る誤解を正すための広告を打たせる

(4)項に基づく命令を発する場合、許可者は、大衆が得る利益に加え、広告者の行為の誠実さを考慮するものとする。

第1段落に記す処置が取られても、犯した違反が消滅する理由にはならない。

第42/15条 広告許可取得者が第42/14条に基づく許可者の命令通りに実施しないことが明らかになった場合、許可者は広告許可証の取消しを命じることができる。なお、広告許可証の取消し命令の作成及び送達に第46/2条の規定を準用する。

第42/16条 消費者の安全保護のために、許可者は、製造許可取得者、輸入許可取得者、製造者、輸入者又は販売者に、委員会が広告どおりの有効性、品質又は効能を有しないと判断した食品の製造中止、輸入中止又は販売中止を命じることができる。

第42/17条 任意の広告に使用される文言が第42/11条の第2段落の(1)に基づく虚偽又は事実の範囲を超えることが疑われる然るべき理由がある場合、許可者は、広告許可取得者、広告者、製造許可取得者、輸入許可取得者、製造者、輸入者又は販売者に、判定を仰ぐための当該の広告に使用する文言が真実である、又は事実の範囲を超えないことを示す書類又は証拠を許可者に送るよう命じることができる。なお、許可者は速やかに判定を終えるものとする。

消費者の安全保護のために必要な場合は、当該の広告で使用される文言が真実である、又は事実の範囲を超えないと判定されるまでの間、第1段落に記す手続き中、許可者は広告の中止を命じることができる。

第 1 段落に記すいずれかの者が許可者の定める期限内に立証手続きを終えない場合、又は主張のとおり広告に使用する文言が真実である、又は事実の範囲を超えていないことを当該の者が立証できないと許可者が判断した場合、当該の者が当該の文言が真実でない、又は事実の範囲を超えていることを知っている、又は知っているべきだと見なし、許可者が第 42/14 条に基づき命令を発する。

第 42/18 条 大衆の保護に資するために、許可者に以下の権限を付与する。

(1) 事務局長が委員会の承認を得て官報に告示して定める基準、方法及び条件に従い、第 6 条の(14)若しくは(15)に基づき制定された告示に違反する、又は第 42/11 条若しくは第 42/12 条に違反する食品の広告の検査結果を告示する。

(2) 第 6 条の(14)若しくは(15)に基づき制定された告示に違反する、又は第 42/11 条若しくは第 42/12 条に違反する広告媒体を、広告許可取得者若しくは広告者から回収する、若しくは措置を講じる、又は広告許可取得者若しくは広告者に所定の期限内に自身の広告媒体を回収し、当該の広告媒体を破棄するか、場合に応じて然るべき対処をするよう命じる。なお、大臣が委員会の助言を得て告示して定める基準、方法及び条件に従うものとし、また広告許可取得者又は広告者が上記の処置のための費用に責任を負うこと。」

第 26 条 1979 年食品法の第 43 条の(4)及び(5)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「(4) 検証するために、消費者にとって安全でない又は摂取すべきでない食品であることが疑われる食品、食品の包装容器又は接触物を押収又は差し押さえる。

(5) 不純食品、偽造食品、規格不適合食品又は品質劣化食品を押収又は差し押さえる。」

第 27 条 1979 年食品法の第 43 条の(6)として以下の内容を追加する。

「(6) 消費者にとって安全でない又は第 6 条の(8)に基づき大臣が告示して定める品質若しくは規格に適合しない食品の包装容器又は接触物を押収又は差し押さえる。」

第 28 条 1979 年食品法の第 44 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 44 条 以下が明らかになった場合、第 43 条の(2)、(4)、(5)及び(6)に基づき押収若しくは差し押さえた物、又は第 43 条の(3)に基づき持ってきた物は、保健省に帰属するものとし、次の場合、許可者は、大臣が委員会の助言を得て定める規則に従い、廃棄する、又は何らかの処置を取る命令を発することができる。

(1) 押収日又は差し押さえた日から起算して 90 日以内に、所有者が明らかにならない、又は所有者若しくは占有者として名乗り出る者がいない

(2) 告訴を行わず、かつ告訴を行わないという許可者からの命令通知を受けた日から起算して 90 日以内に、所有者又は占有者が返還請求しない場合

(3) 告訴が行なわれ、被疑者が罰則の設定を認めるか、検察官が不起訴の確定命令を出すか、又は裁判所が没収の判決を出さず、かつ所有者又は占有者が場合に応じて罰金の支払日、不起訴の確定命令を知った日、又は裁判所が最終判決を下した日から起算して 90 日以内に返還請求しない場合

第 1 段落の内容は、本法に適合しないことを担当官が検証した広告媒体又はその他の物にも適用される。」

第 29 条 1979 年食品法の第 44/1 条として以下の内容を追加する。

「第 44/1 条 告訴が行なわれ、被疑者が罰則の設定を認めるか、検察官が不起訴の確定命令を出すか、又は裁判所が押収の判決を出さず、かつ所有者又は占有者が場合に依りて罰金の支払日、不起訴の確定命令を知った日、又は裁判所が最終判決を下した日から起算して 90 日以内に第 43 条の(2)、(4)、(5)及び(6)に基づき押収又は差し押さえされた物の返還を請求する場合は、事務局長が委員会の承認を得て官報に告示して定める規則に従い実施すること。」

第 30 条 1979 年食品法の第 7 章「許可証の使用停止及び許可証の取消し」の第 46 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 7 章

許可証の使用停止及び許可証の取消し

第 46 条 許可取得者が本法、本法に基づき制定された省令若しくは告示を順守していないことが許可者に対し明らかになった場合、又は検証結果により許可取得者が製造した食品が第 26 条に基づく不純食品、第 27 条に基づく偽造食品、第 28 条に基づく規格不適合食品、第 29 条に基づく品質劣化食品、消費者にとって安全でない食品である、又は食品の包装容器若しくは接触物を食品と一緒に使用する時に消費者にとって安全でないことが明らかになった場合、許可者が委員会の承認を得て 1 回につき 120 日以下の期間、許可証の使用停止を命じることができる。あるいは許可取得者が本法に違反したとして裁判所に訴えられた場合は、最終判決が出るまで許可証の使用停止を命じることができる。

後に許可取得者が改善・是正を行ったか、正しく処置したことが判明すれば、第 1 段落に記す期限を迎える前に、許可者が委員会の承認を得て許可証の使用停止命令の取消しを命じることができる。

第 46/1 条 以下のいずれかの場合、許可者は委員会の承認を得て許可証の取消しを命じることができる。

(1) 許可取得者が第 25 条の(1)又は(2)に違反したという最終判決が下される

(2) 許可取得者が違反を犯し、第 46 条に基づく許可証の使用停止命令を言い渡された後、許可証の使用を停止した日から起算して 3 年以内に、再び同じ理由の違反を犯す

許可証を取消された許可取得者は、許可証を取消された日から起算して 2 年が経過するまで、当該の許可証の取得を再び申請することはできない。

第 46/2 条 許可証の使用停止命令及び許可証の取消し命令は、書面を作成して許可取得者に通知される。許可取得者本人が見つからないか、許可取得者が命令の受領を認めない場合は、当該の命令を許可取得者の製造施設、輸入施設、販売施設又は事業所の目立つ

開けた場所に掲示するものとし、命令を掲示した日から許可取得者が当該の命令を知ったものと見なす。

第 46/3 条 許可者が許可証の使用停止又は許可証の取消しを命じた場合、許可取得者が当該の許可証の使用停止命令又は許可証の取消し命令を知った日から、許可証の使用停止又は許可証の取消しを命じられている間に販売のための製造、タイ王国内への輸入又は持込み指図を行えば、場合に応じて第 14 条の第 1 段落、又は第 15 条の第 1 段落に違反したものと見なす。」

第 31 条 1979 年食品法の第 7/1 章「不服申立」の第 46/4 条、第 46/5 条及び第 46/6 条として以下の内容を追加する

「第 7/1 章
不服申立

第 46/4 条 許可者が許可証を交付しない、許可証の更新を許可しない、食品の製造施設、輸入施設若しくは保管施設の移転を許可しない、又は広告許可証を交付しない場合、許可申請者、許可証更新申請者又は施設移転許可申請者は、場合に応じて許可証の交付拒否、許可証更新の不許可、又は施設移転の不許可を通知された日から起算して 30 日以内に、大臣に書面で当該の命令に対する不服を申立てることができる。

大臣の判定を最終的なものとする。

許可証を更新しない命令に対する不服申立の審理中に、大臣が第 2 段落に記す判定を下す前に、不服申立人から要請があれば、大臣が当面の事業運営の許可を命じることができる。

第 46/5 条 許可証の使用停止、許可証の取消し、広告許可証の取消し、項目届出証明書の取消し、又は届出証明書の取消しを命じられた許可取得者は、場合に応じて許可証の使用停止命令、許可証の取消し命令、広告許可証の取消し命令、項目届出証明書の取消し命令、又は届出証明書の取消し命令を知った日から起算して 30 日以内に、大臣に書面で不服を申立てることができる。

大臣の判定を最終的なものとする。

第 1 段落に記す不服申立は、場合に応じて許可証の使用停止命令、許可証の取消し命令、広告許可証の取消し命令、項目届出証明書の取消し命令、又は届出証明書の取消し命令の執行を延期する理由にはならない。

第 46/6 条 第 46/4 条及び第 46/5 条に基づく不服申立の審理は、大臣が不服申立書を受け取った日から起算して 90 日以内に不服申立の審理を終えるものとする。」

第 32 条 1979 年食品法の第 8 章「罰則規定」の第 47 条から第 75 条までの内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 8 章
罰則規定

第 47 条 第 6 条の(1)、(4)、(12)又は(13)に基づき制定された告示に従わない者は、5 万バーツ以下の罰金刑に処す。

第 48 条 第 6 条の(2)、(6)、(7)又は(16)に基づき制定された告示に従わない者は、20 万バーツ以下の罰金刑に処す。

第 49 条 第 6 条の(3)又は(10)に基づき制定された告示に従わない者は、10 万バーツ以下の罰金刑に処す。

第 50 条 第 6 条の(5)に基づき制定された告示に従わない者は、1 年以下の禁固刑若しくは 10 万バーツ以下の罰金刑に処すか、又はその併科に処す。

第 51 条 第 6 条の(8)に基づき制定された告示に従わない者は、2 年以下の禁固刑若しくは 20 万バーツ以下の罰金刑に処すか、又はその併科に処す。

第 52 条 第 6 条の(9)に基づき制定された告示に従わない者は、30 万バーツ以下の罰金刑に処す。

第 53 条 第 6 条の(11)に基づき制定された告示に従わない者は、6 ヶ月から 2 年までの禁固刑、及び 5 万バーツから 20 万バーツまでの罰金刑に処す。

第 54 条 第 6 条の(14)又は(15)に基づき制定された告示に従わない者は、3 年以下の禁固刑若しくは 30 万バーツ以下の罰金刑に処すか、又はその併科に処す。

第 55 条 第 13 条に基づく委員会の命令に従わない者、又は第 43 条に基づく担当官の執行を妨害するか、それに便宜を図らない者は、1 ヶ月以下の禁固刑若しくは 1 万バーツ以下の罰金刑に処すか、又はその併科に処す。

第 56 条 第 14 条の第 1 段落若しくは第 15 条の第 1 段落に違反する者、又は第 14/1 条の第 1 段落に従わない者は、3 年以下の禁固刑若しくは 30 万バーツ以下の罰金刑に処すか、又はその併科に処す。

第 57 条 第 16 条の(1)に基づく許可証を取得せずに一時的な食品の製造若しくは輸入をした者、又は第 16 条の第 2 段落に基づき制定された省令に従わない者は、5 万バーツ以下の罰金刑に処す。

第 58 条 第 16/1 条の第 1 段落に従わないか、又は第 20 条若しくは第 21 条の第 1 段落に違反する製造許可取得者又は輸入許可取得者は、5 万バーツ以下の罰金刑に処す。

第 59 条 第 22 条の第 1 段落、第 23 条、第 42/7 条、第 42/9 条、又は第 42/13 条の第 1 段落に従わない製造許可取得者又は輸入許可取得者は、1 万バーツ以下の罰金刑に処す。

第 60 条 第 24 条の第 1 段落又は第 2 段落に従わない輸出用の製造許可取得者は、6 ヶ月以下の禁固刑若しくは 5 万バーツ以下の罰金刑に処すか、又はその併科に処す。

タイ王国外に輸出販売するために製造された特定管理食品をタイ王国内で販売する、すなわち第 24 条の第 3 段落に違反する者は、2 年以下の禁固刑若しくは 20 万バーツ以下の罰金刑に処すか、又はその併科に処す。

タイ王国外に輸出販売するために製造された管理食品をタイ王国内で販売する、すなわち第 24 条の第 3 段落に違反する者は、1 年以下の禁固刑若しくは 10 万バーツ以下の罰金刑に処すか、又はその併科に処す。

タイ王国外に輸出販売するために製造された届出食品をタイ王国内で販売する、すなわち第 24 条の第 3 段落に違反する者は、6 ヶ月以下の禁固刑若しくは 5 万バーツ以下の罰金刑に処すか、又はその併科に処す。

第 61 条 第 25 条の(1)に違反する者は、5 年以下の禁固刑若しくは 50 万バーツ以下の罰金刑に処すか、又はその併科に処す。

第 62 条 第 25 条の(2)に違反する者は、6 ヶ月から 10 年までの禁固刑及び 5 万バーツから 100 万バーツまでの罰金刑に処す。

第 63 条 第 25 条の(3)に違反する者は、50 万バーツ以下の罰金刑に処す。

第 64 条 第 25 条の(4)に違反する者は、30 万バーツ以下の罰金刑に処す。

第 65 条 第 30 条の(1)に基づく許可者の命令に従わない製造許可取得者又は輸入許可取得者は、10 万バーツ以下の罰金刑に処す。

第 66 条 第 30 条の(2)、(3)、(4)又は(6)に基づく許可者の命令に従わない者は、50 万バーツ以下の罰金刑に処すと共に、当該の命令に従わない間、1 日につき 5,000 バーツ以下の罰金を科す。

第 67 条 第 30 条の(5)に基づく許可者の命令に従わない者は、10 万バーツ以下の罰金刑に処す。

第 68 条 第 30 条の(7)に基づく許可者の命令に従わない者は、10 万バーツ以下の罰金刑に処すと共に、当該の命令に従わない間、1 日につき 5,000 バーツ以下の罰金を科す。

第 30 条の(8)に基づく許可者の命令に従わない者は、5 万バーツ以下の罰金刑に処すと共に、当該の命令に従わない間、1 日につき 3,000 バーツ以下の罰金を科す。

第 69 条 第 31 条の第 1 段落に従わない製造許可取得者又は輸出許可取得者は、2 年以下の禁固刑若しくは 20 万バーツ以下の罰金刑に処すか、又はその併科に処す。

第 70 条 第 31 条に基づき登録していない特定管理食品を販売する者は、1 万バーツから 10 万バーツまでの罰金刑に処す。

第 71 条 登録した通りに特定管理食品を製造又は輸入しない、すなわち第 33 条に従わない製造許可取得者又は輸入許可取得者は、1 年以下の禁固刑若しくは 10 万バーツ以下の罰金刑に処すか、又はその併科に処す。

第 72 条 第 34 条の第 1 段落に従わない、登録証明書を取得した製造許可取得者又は輸入許可取得者は、1 年以下の禁固刑若しくは 10 万パーツ以下の罰金刑に処すか、又はその併科に処す。

第 73 条 第 35 条に基づく許可者の命令に従わない、登録証明書を取得した製造許可取得者又は輸入許可取得者は、当該の命令に従わない間、1 日につき 5,000 パーツ以下の罰金を科す。

第 74 条 第 36 条に基づき大臣が登録証明書の取消しを命じた特定管理食品を製造、輸入又は販売する者は、3 年以下の禁固刑若しくは 30 万パーツ以下の罰金刑に処すか、又はその併科に処す。

第 75 条 第 37 条の第 1 段落に従わない製造許可取得者又は輸入許可取得者は、1 年以下の禁固刑若しくは 10 万パーツ以下の罰金刑に処すか、又はその併科に処す。

第 75/1 条 第 37 条に基づき項目を届出していない管理食品を販売する者は、5,000 パーツから 5 万パーツまでの罰金刑に処す。

第 75/2 条 項目の届出通りに管理食品を製造又は輸入しない、すなわち第 39 条に従わない製造許可取得者又は輸入許可取得者は、6 ヶ月以下の禁固刑若しくは 5 万パーツ以下の罰金刑に処すか、又はその併科に処す。

第 75/3 条 第 40 条の第 1 段落に従わない、項目届出証明書を取得した製造許可取得者又は輸入許可取得者は、6 ヶ月以下の禁固刑若しくは 5 万パーツ以下の罰金刑に処すか、又はその併科に処す。

第 75/4 条 第 41 条に基づく許可者の命令に従わない、項目届出証明書を取得した製造許可取得者又は輸入許可取得者は、当該の命令に従わない間、1 日につき 3,000 パーツ以下の罰金を科す。

第 75/5 条 第 42 条に基づき許可者が項目届出証明書の取消しを命じた管理食品を製造、輸入又は販売する者は、1 年以下の禁固刑若しくは 10 万パーツ以下の罰金刑に処すか、又はその併科に処す。

第 75/6 条 第 42/1 条の第 1 段落に従わない製造許可取得者又は輸入許可取得者は、6 ヶ月以下の禁固刑若しくは 5 万パーツ以下の罰金刑に処すか、又はその併科に処す。

第 75/7 条 第 42/1 条に基づき届出していない届出食品を販売する者は、3,000 パーツから 3 万パーツまでの罰金刑に処す。

第 75/8 条 届出た通りに届出食品を製造又は輸入しない、すなわち第 42/3 条に従わない製造許可取得者又は輸入許可取得者は、3 ヶ月以下の禁固刑若しくは 3 万パーツ以下の罰金刑に処すか、又はその併科に処す。

第 75/9 条 第 42/4 条の第 1 段落に従わない、届出証明書を取得した製造許可取得者又は輸入許可取得者は、3 ヶ月以下の禁固刑若しくは 3 万パーツ以下の罰金刑に処すか、又はその併科に処す。

第 75/10 条 第 42/5 条に基づく許可者の命令に従わない、届出証明書を取得した製造許可取得者又は輸入許可取得者は、当該の命令に従わない間、1 日につき 1,000 パーツ以下の罰金を科す。

第 75/11 条 第 42/6 条に基づき許可者が届出証明書の取消しを命じた届出食品を製造、輸入又は販売する者は、6 ヶ月以下の禁固刑若しくは 5 万パーツ以下の罰金刑に処すか、又はその併科に処す。

第 75/12 条 第 42/11 条に従わずに食品を広告する者は、3 年以下の禁固刑若しくは 30 万パーツ以下の罰金刑に処すか、又はその併科に処す。

第 75/13 条 第 42/12 条に従わない者は、6 ヶ月以下の禁固刑若しくは 5 万パーツ以下の罰金刑に処すか、又はその併科に処す。

第 75/14 条 第 42/14 条の第 1 段落に基づき命じられる許可者の命令に従わない者は、2 年以下の禁固刑若しくは 20 万パーツ以下の罰金刑に処すか、又はその併科に処す。さらに正しく従うまで、1 日につき 5,000 パーツ以下の罰金を科す。

第 75/15 条 第 42/16 条に基づき命じられる許可者の命令に従わない製造許可取得者、輸入許可取得者、製造者、輸入者又は販売者は、3 年以下の禁固刑若しくは 30 万パーツ以下の罰金刑に処すか、又はその併科に処す。さらに当該の命令に従わない間、1 日につき 5,000 パーツ以下の罰金を科す。

第 75/16 条 第 42/17 条の第 1 段落に基づき命じられる許可者の命令に従わない広告許可取得者、広告者、製造許可取得者、輸入許可取得者、製造者、輸入者又は販売者は、10 万パーツ以下の罰金刑に処す。

第 42/17 条の第 2 段落に基づき命じられる許可者の命令に従わない者は、50 万パーツ以下の罰金刑に処すと共に、当該の命令に従わない間、1 日につき 5,000 パーツ以下の罰金を科す。

第 75/17 条 第 42/18 条の(2)に基づき命じられる許可者の命令に従わない広告許可取得者又は広告者は、10 万パーツ以下の罰金刑に処すと共に、当該の命令に従わない間、1 日につき 5,000 パーツ以下の罰金を科す。

第 75/18 条 第 51 条、第 53 条、第 61 条、第 62 条、第 74 条又は第 75/5 条の違反が消費者に直接小売販売することによる違反である場合、違反者に 6 ヶ月以下の禁固刑若しくは 5 万パーツ以下の罰金刑に処すか、又はその併科に処す。ただし、当該の人が前回の違反を犯した日から起算して 6 ヶ月以内に再び違反を犯した場合は、1 年以下の禁固刑若しくは 10 万パーツ以下の罰金刑に処すか、又はその併科に処す。

第 75/19 条 消費者に直接小売販売することにより第 63 条、第 64 条又は第 75/11 条に違反した場合、違反者に 5 万パーツ以下の罰金刑に処す。ただし、当該の者が前回の違反を犯した日から起算して 6 ヶ月以内に再び違反を犯した場合は、10 万パーツ以下の罰金刑に処す。

第 75/20 条 許可証の有効期限が切れた後で、第 18 条の第 3 段落で定める期間内に許可証の更新を申請する許可取得者は、許可証の更新を申請しなかった期間について 1 日につき 500 パーツ以上 1 万パーツ以下の罰金を科す。

第 75/21 条 罰金刑のみ、又は 1 年以下の禁固刑が科される本法に対するすべての違反は、委員会が定める基準に従い事務局長又は事務局長が委任した者が罰則を設定することができる。その場合、罰則が設定された日から起算して 30 日以内に被疑者が設定された金額の罰金を納めれば、刑事訴訟法典に基づき事件が終結したものと見なす。

捜査官が第 1 条に記す違反者を見つけ、当該の人物が罰則の設定を認めた場合は、当該の人物が罰則の設定を認める意思を表明した日から起算して 7 日以内に、捜査官が事件を事務局長又は事務局長が委任した者に送致する。」

第 33 条 1979 年食品法の末尾の手数料を廃止し、本法の末尾の手数料に置き換える。

第 34 条 1979 年食品法に基づき交付され、本法により改正増補される 1979 年食品法の施行日前日に有効に存続する食品製造許可証は、引続き有効期限まで使用可能とする。

第 1 段落に記す許可証取得者が、引続き当該の許可を得た事業を営む意思を持つ場合は、元の許可証の有効期限までに本法により改正増補される 1979 年食品法に基づく許可証の取得を申請すること。申請すれば、許可者が許可証を交付しない通知を出さない限り、引続き事業を営むことができる。

第 35 条 1979 年食品法の第 6 条の(10)に基づき制定された保健省告示に基づき、ラベル上に示す食品製造施設番号を取得した食品の製造者が、引続き当該の事業を営む意思を持つ場合は、本法により改正増補される 1979 年食品法の施行日から起算して 1 年以内に、本法により改正増補される 1979 年食品法に基づく許可証の取得を申請すること。その場合、許可者が許可証を交付しない通知を出さない限り、引続き食品を製造できる。

第 36 条 大臣が、本法により改正増補される 1979 年食品法の第 6 条の(2)に基づく特定管理食品をまだ告示して定めていない間、大臣が 1979 年食品法の第 6 条の(1)及び(2)に基づき告示して定めた特定管理食品を、本法により改正増補される 1979 年食品法に基づく特定管理食品とし、また 1979 年食品法に基づき交付され、本法により改正増補される 1979 年食品法の施行日前日に有効に存続する食品レシピ登録証明書を、本法により改正増補される 1979 年食品法に基づく登録証明書とする。さらに、1979 年食品法の第 6 条の(10)に基づき制定された保健省告示に基づきラベル上に示す食品登録番号は引続き使用可能とする。

大臣が、本法により改正増補される 1979 年食品法の第 6 条の(2)に基づく特定管理食品を告示して定めた場合、本法により改正増補される 1979 年食品法の施行日前に存在する第 1 段落に記す特定管理食品の販売目的の製造許可取得者又は販売目的の輸入許可取得者が引続き事業を営む意思を持つ場合は、本法により改正増補される 1979 年食品法に基づく

登録証明書の取得を申請すること。ただし、大臣が特定管理食品を告示して定めた日から起算して 180 日以内に申請すること。その場合、許可者が登録証明書を交付しない通知を出さない限り、引続き事業を営むことができる。

第 37 条 大臣が、本法により改正増補される 1979 年食品法の第 6 条の(3)に基づく管理食品をまだ告示して定めていない間、大臣が 1979 年食品法の第 6 条の(3)に基づき告示して品質又は規格を定めた食品を、本法により改正増補される 1979 年食品法に基づく管理食品とし、また本法により改正増補される 1979 年食品法の施行日前日に有効に存続する、当該食品の 1979 年食品法の第 6 条の(10)に基づき制定された保健省告示に基づきラベル上に示す食品登録番号を引続き使用可能とする。

大臣が、本法により改正増補される 1979 年食品法の第 6 条の(3)に基づく管理食品を告示して定めた場合、本法により改正増補される 1979 年食品法の施行日前に存在する、大臣が第 1 段落に記す品質又は規格を告示して定めた食品の販売目的の製造許可取得者又は販売目的の輸入許可取得者が引続き事業を営む意思を持つ場合は、本法により改正増補される 1979 年食品法に基づく項目届出証明書の取得を申請すること。ただし、大臣が管理食品を告示して定めた日から起算して 180 日以内に申請すること。その場合、許可者が項目届出証明書を交付しない通知を出さない限り、引続き事業を営むことができる。

第 38 条 大臣が、本法により改正増補される 1979 年食品法の第 6 条の(4)に基づく届出食品をまだ告示して定めていない間、大臣が告示して 1979 年食品法の第 6 条の(10)に基づきラベルを設ける義務を課すことを定めた食品を、本法により改正増補される 1979 年食品法に基づく届出食品とし、また本法により改正増補される 1979 年食品法の施行日前日に有効に存続する、当該食品の 1979 年食品法の第 6 条の(10)に基づき制定された保健省告示に基づきラベル上に示す食品登録番号を引続き使用可能とする。

大臣が、本法により改正増補される 1979 年食品法の第 6 条の(4)に基づく届出食品を告示して定めた場合、本法により改正増補される 1979 年食品法の施行日前に存在する、大臣が告示して第 1 段落に記すラベルを設ける義務を課すことを定めた食品の販売目的の製造許可取得者又は販売目的の輸入許可取得者が引続き事業を営む意思を持つ場合は、本法により改正増補される 1979 年食品法に基づく届出証明書の取得を申請すること。ただし、大臣が届出食品を告示して定めた日から起算して 180 日以内に申請すること。その場合、許可者が届出証明書を交付しない通知を出さない限り、引続き事業を営むことができる。

第39条 1979年食品法の第6条の(10)に基づき制定された保健省告示に基づき当該食品に対してラベル上に示す食品登録番号を取得している、本法により改正増補される1979年食品法に基づく特定管理食品、管理食品又は届出食品に該当しない食品の製造者又は輸入者が、当該の食品登録番号を引続き表示する意思を持つ場合は、本法により改正増補される1979年食品法に基づく届出証明書の取得を申請すること。ただし、本法の施行日から起算して1年以内に申請すること。その場合、許可者が届出証明書を交付しない通知を出さない限り、引続き事業を営むことができる。

第40条 本法により改正増補される1979年食品法の施行日前に存在する1979年食品法に基づく食品の広告許可取得者が引続き当該の広告を使用する意思を持つ場合は、本法により改正増補される1979年食品法の施行日から起算して1年以内に、本法により改正増補される1979年食品法に基づく広告許可証の取得を申請すること。

第1段落に記す食品の広告許可を本法により改正増補される1979年食品法が施行される年に取得し、引続き当該の広告を使用する意思を持つ場合は、本法により改正増補される1979年食品法の施行日から起算して2年以内に、本法により改正増補される1979年食品法に基づく広告許可証の取得を申請すること。

第41条 本法により改正増補される1979年食品法の施行日前に提出され、まだ審査段階にある全ての許可申請、食品レシピ登録申請、学術文書評価申請、又は任意の申請は、本法により改正増補された1979年食品法に基づく申請であると見なす。いずれかの申請が本法により改正増補された1979年食品法に基づく申請と異なる場合、許可者は本法に適合させるための修正追加を命じることができる。

第42条 大臣は、本法により改正増補される1979年食品法の第6条の(2)に基づく特定管理食品、第6条の(3)に基づく管理食品、及び第6条の(4)に基づく届出食品の名称、区分、種類又は特徴を、本法により改正増補される1979年食品法の施行日から起算して120日以内に告示し終えるものとする。

第 43 条 本法により改正増補される 1979 年食品法の施行日前日において施行されている 1979 年食品法に基づき制定された省令、告示又は規則は、本法により改正増補される 1979 年食品法に基づき制定される省令、告示又は規則が施行されるまで、本法により改正増補される 1979 年食品法と矛盾又は相反しない限り、引続き施行可能とする。

第 1 段落に記す省令、告示又は規則は、本法により改正増補される 1979 年食品法の施行日から起算して 2 年以内に制定し終えるものとする。これを実施できない場合は、大臣が実施できない理由を内閣に報告するものとする。

第 44 条 本法により改正増補される 1979 年食品法の施行日前日において施行されている、国家平和秩序維持評議会議長命令第 77/2559 号に基づき 2016 年 12 月 27 日に制定された告示、件名「健康製品の許可審査プロセスの効率向上」の食品に関する部分を、本法により改正増補される 1979 年食品法に基づき制定される告示が施行されるまで、本法により改正増補される 1979 年食品法と矛盾又は相反しない限り、本法により改正増補される 1979 年食品法の第 2/1 章「食品許可審査プロセス」の規定に基づく食品許可審査プロセスに対して施行可能とする。

本法により改正増補される 1979 年食品法に基づき制定される告示が施行された場合、国家平和秩序維持評議会議長命令第 77/2559 号に基づき 2016 年 12 月 27 日に制定された告示、件名「健康製品の許可審査プロセスの効率向上」の食品に関する部分を廃止する。

第 45 条 保健大臣が本法を主管するものとする。

副署者

首相

手数料

(1) 食品製造許可証	1 通当たり	100,000 バーツ
(2) 一時的食品製造許可証	1 通当たり	10,000 バーツ
(3) 食品輸入許可証	1 通当たり	200,000 バーツ
(4) 一時的食品輸入許可証	1 通当たり	20,000 バーツ
(5) 食品広告許可証	1 通当たり	10,000 バーツ
(6) 登録証明書	1 通当たり	50,000 バーツ
(7) 項目届出証明書	1 通当たり	20,000 バーツ
(8) 届出証明書	1 通当たり	10,000 バーツ
(9) 許可証を更新する場合は、当該の許可証の 1 通 当たりの手数料と同額		

手数料を定める省令の制定において、食品の種類、グループ、区分、事業者の規模及び事業、並びに修正・変更区分を考慮に入れて、異なる手数料を定める場合がある。

(注1) この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、JETRO Bangkok が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じましても、JETRO は責任を負うことができませんのでご了承ください。

(注2) 原典については、下記に掲載されています。

https://www.fda.moph.go.th/sites/food/FileNews/FoodAct/62_Sep/1-Draft.pdf